

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 260.3 ha	<p>中原区井田 3 丁目地内において、箇所番号 1 6 を廃止する。            中原区井田 2 丁目地内において、箇所番号 2 8 を廃止する。            中原区井田三舞町地内において、箇所番号 3 9 を廃止する。            高津区北見方 1 丁目地内において、箇所番号 8 2 を廃止する。            高津区二子 3 丁目地内において、箇所番号 1 3 5 を廃止する。            高津区新作 1 丁目地内において、箇所番号 1 7 3 を廃止する。            高津区末長 1 丁目地内において、箇所番号 1 9 8 及び 2 0 1 を廃止する。            高津区千年地内において、箇所番号 2 2 4 を廃止する。            高津区東野川 2 丁目地内において、箇所番号 2 4 3 を廃止する。            宮前区有馬 6 丁目地内において、箇所番号 5 0 を廃止する。            宮前区有馬 7 丁目地内において、箇所番号 7 4 及び 6 8 6 を廃止する。            宮前区菅生 4 丁目地内において、箇所番号 2 2 0 を廃止する。            宮前区野川台 1 丁目地内において、箇所番号 3 7 3 を廃止する。            宮前区西野川 2 丁目地内において、箇所番号 3 8 9 を廃止する。            宮前区西野川 3 丁目地内において、箇所番号 4 0 8 を廃止する。            多摩区菅 2 丁目地内において、箇所番号 8 9 を廃止する。            多摩区菅稲田堤 3 丁目地内において、箇所番号 1 2 8 を廃止する。            多摩区長尾 5 丁目地内において、箇所番号 2 2 5 を廃止する。            多摩区長尾 7 丁目地内において、箇所番号 2 3 0 を廃止する。            多摩区中野島 3 丁目地内において、箇所番号 3 0 2 を廃止する。            多摩区栗谷 3 丁目地内において、箇所番号 4 3 9 を廃止する。            麻生区栗木台 2 丁目地内において、箇所番号 1 5 9 及び 1 6 0 を廃止する。            麻生区はるひ野 5 丁目地内において、箇所番号 1 7 5 を廃止する。            麻生区千代ヶ丘 5 丁目地内において、箇所番号 2 5 4 を廃止する。            麻生区王禅寺東 6 丁目地内において、箇所番号 3 4 6 を廃止する。            麻生区王禅寺東 2 丁目地内において、箇所番号 4 0 3 を廃止する。            麻生区白鳥 4 丁目地内において、箇所番号 4 0 5 を廃止する。            麻生区高石 3 丁目地内において、箇所番号 4 1 7 を廃止する。            麻生区王禅寺西 8 丁目地内において、箇所番号 4 2 5 を廃止する。            高津区千年地内において、箇所番号 3 8 9 を縮小する。</p>

面 積	備 考
約 260.3 ha	<p>宮前区西野川1丁目地内において、箇所番号333を縮小する。  宮前区南野川3丁目地内において、箇所番号395を縮小する。  宮前区南野川1丁目地内において、箇所番号404を縮小する。  宮前区初山1丁目地内において、箇所番号457を縮小する。  宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号528を縮小する。  宮前区馬絹1丁目地内において、箇所番号581を縮小する。  宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号806を縮小する。  多摩区菅6丁目地内において、箇所番号105を縮小する。  麻生区栗木台2丁目地内において、箇所番号158及び161を縮小する。  麻生区栗木3丁目地内において、箇所番号381、386及び387を縮小する。  高津区宇奈根地内において、箇所番号1を拡大する。  高津区久末地内において、箇所番号266を拡大する。  高津区子母口地内において、箇所番号346を拡大する。  高津区新作6丁目地内において、箇所番号376を拡大する。  宮前区菅生1丁目地内において、箇所番号198を拡大する。  宮前区菅生6丁目地内において、箇所番号230を拡大する。  宮前区土橋6丁目地内において、箇所番号301を拡大する。  宮前区西野川1丁目地内において、箇所番号338を拡大する。  高津区北野川地内において、宮前区箇所番号669を拡大する。  宮前区南野川3丁目地内において、箇所番号693を拡大する。  宮前区平6丁目地内において、箇所番号796を拡大する。  多摩区生田1丁目地内において、箇所番号3を拡大する。  多摩区菅5丁目地内において、箇所番号100を拡大する。  多摩区长尾5丁目地内において、箇所番号226を拡大する。  多摩区菅北浦1丁目地内において、箇所番号582を拡大する。  麻生区高石1丁目地内において、箇所番号229を拡大及び縮小する。  中原区上小田中1丁目地内において、箇所番号174を追加する。  多摩区菅馬場3丁目地内において、箇所番号591を追加する。  多摩区堰2丁目地内において、箇所番号592を追加する。  多摩区登戸地内において、箇所番号593を追加する。  麻生区片平8丁目地内において、箇所番号460を追加する。  麻生区王禅寺東5丁目地内において、箇所番号461を追加する。  多摩区栗谷3丁目地内において、箇所番号64を区域の変更、縮小及び拡大する。</p>
	合計箇所 1,656

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大並びに区域及び面積の変更をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取りの申出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、公共施設等の敷地の用に供されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。